**第１章　総則**

**１　趣旨**

　　地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断、市役所や消防署（消防団詰所）等の施設及び各所属職員などの被災により、公的機関による救助体制が整うまでに時間を要することから、住民自身の備え（自助）と地域での助け合い（共助）が重要となる。

災害による被害を軽減するには、日ごろの防災対策が必要不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。近年の豪雨災害や大地震では、自ら安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しい高齢者、障がいのある人など要配慮者と呼ばれる人が犠牲になるケースが多くみられ、要配慮者の避難支援が課題となっている一方、東日本大震災では、発災直後に安否確認や避難の呼びかけなどの避難支援にあたった多くの人が犠牲となり、支援者の安全確保の徹底と災害時にどこまで役割を担うことができるのかが課題となっている。

また、避難行動要支援者の情報の把握については、同一の情報を公的機関や自治会、地域自主防災組織等との間で共有することが大切である。一方、地域の実情、避難行動要支援者本人の情報提供に対する意識の差異、あるいは個人情報保護等の観点から、同一の情報を共有することは、非常に難しい。

　　このような状況を踏まえ、伊豆の国市（以下「市」という。）は、風水害や地震等の災害に備え、要配慮者の避難を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、防災情報の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「伊豆の国市災害時要援護者避難支援計画」を見直し、「伊豆の国市避難行動要支援者避難支援計画」（以下「避難行動支援計画」という。）を新たに策定する。

**２　位置づけ**

　　避難行動支援計画は、「伊豆の国市地域防災計画」の下位計画として位置づけ、「伊豆の国市地域防災計画」に規定する要配慮者支援計画のうち、要配慮者の安全確保に関する事項を具体化したものである。

伊豆の国市地域防災計画

下位計画

伊豆の国市避難行動要支援者

避難支援計画

伊豆の国市地域福祉計画

伊豆の国市高齢者保健福祉計画

伊豆の国市障害福祉計画

**３　定義**

（１）要配慮者

　　　災害時に限らず一般に配慮を要する人を意味し、具体的には高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児・児童、妊産婦、傷病者及び日本語が理解できない外国人等のことを言う。具体的には、下記のようなハンディキャップがある人たちを言う。

①自分の身の危険を察知できない。

②危険を知らせる情報を受け取ることができない。

　　　③身の危険を察知できても救助者に伝えられない。

④危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない。

⑤災害時（避難準備情報発表から平常時の生活が回復するまでの間）被災地

で生活する際に何らかの配慮が必要。

（２）避難行動要支援者

　　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために何らかの支援が必要な人を言う。

（３）避難支援協力者

　　　避難行動要支援者で家族等による支援が得られないなど、自力での避難が困難で災害の際に何らかの行動支援が必要な方々に対し、平常時の見守り・声かけや避難する際に支援協力をしていただける人を言う。

　（４）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者を記載した名簿を言う。名簿は次の2種類に区分する。

　　　①避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）[様式３]

　　　　避難支援関係者への名簿提供について本人同意を得た者を記載。平常時から活用する。

　　　②避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）[様式２]

　　　　①以外の避難支援関係者を記載。災害時に限定して活用する。

（５）個別避難計画[様式４]

　　　避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）に登録された者、ひとり一人について災害時にどのように支援して避難所へ避難させるかを記載した避難支援計画を言う。

「災害時要援護者」という用語が一般的に用いられているが、国が平成２５年８月に示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においては、「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の用語が使用されていることから、本計画ではこの用語を使用する。

**４　基本的な考え方**

防災は、「自らの命は自らで守る（自助）」が原点であるが、災害弱者と呼ばれる人達は、自ら避難行動を起こすことが難しい。

そこで、想定される被害をできるかぎり軽減することを目指し、要配慮者が持つ「自助」能力を活かしつつ、自助では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心とした地域の力による「共助」の取り組みを推進する。市は「公助」として、「自助」「共助」の活動を補い、地域の実情を踏まえつつ、より実効性がある避難支援体制を整備する。

　（１）計画の対象者

　　　要配慮者及び避難行動要支援者を重点的・優先的に支援対象者として、避難支援体制の整備を進める。

【　要配慮者と避難行動要支援者のイメージ　】

**■全住民（地域住民）**

1. **要配慮者**

入院、施設に入所している人

※災害時に関係者からの支援が可能な人

**自宅で生活する人**

病院に入院、施設に入所している人

※災害時に関係者からの支援が可能な人

自力で避難が困難な人で、同居の家族がいない又は家族の支援だけでは避難が困難な人

**② 避難行動要支援者**

**③ 個別避難計画作成者**

避難する際、必要な支援方法等を記入

**各自にて避難**

自力で避難が可能な人・自力避難は困難だが、

家族や関係者の支援により避難が可能な人

（２）計画の対象災害・地域

　　　避難支援計画は、伊豆の国市地域防災計画に基づき、地震、風水害、大火災、大爆発、大事故及び伊豆東部火山群の火山活動等々による、全ての災害を対象とする。また、予想される南海トラフ巨大地震に備えるため、対象地域は市内全域とする。

（３）計画の基本的な考え方

　　〇　要配慮者も含め住民ひとり一人が災害に向き合い、「自助」「共助」を併せ、避難支援活動は地域全体で取り組む。

　　〇　高齢者等の見守りや声かけ活動、サロンや居場所など、日々の活動や地域住民の繋がりの延長上に発災時の避難支援活動が成り立つと考える。

〇　避難支援に携わる者は、自らも被災者となることを踏まえ、まず自身と家族の安全を確保し、災害時には無理のない範囲で行動を行う。

　　〇　避難支援活動に携わる者は、要配慮者に関し、必要以上の個人情報の収集や情報の目的外利用をしてはならない。また、避難支援等の応援を得るためなどの正当な理由なく、知り得た情報が漏れることが無いよう守秘義務に努める。

　　〇　市は、自主防災組織はじめとし、避難支援関係者（機関）と広く連携した、避難支援体制を整備するとともに、要配慮者への情報伝達体制の整備や避難所確保等に努める。

　　〇　避難支援活動は、あくまで任意の協力であり、責任を伴うものではないため、市は避難支援活動に携わる地域住民の行動に対する批判や責任追及を起こさせないよう、制度周知に努める。

（４）避難行動要支援者名簿について

　　　　災害対策基本法及び伊豆の国市個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、適正な利用及び管理を行う。

災害対策基本法（抜粋）

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

伊豆の国市個人情報保護条例（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第12条　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、若しくは提供することによって本人若しくは第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき、又は保有個人情報が市統計調査に係る保有個人情報であるときは、この限りでない。

(１)　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(２)　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき、又は実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(３)　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

４　実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

**第２章　要配慮者の支援体制づくりの推進**

**１　支援体制づくりの推進**

（１）平常時の取り組み

発災時から避難生活まで円滑に要配慮者及び避難行動要支援者に対する支援を実行するため、市は、平常時から福祉担当部局と防災担当部局を中心とし、保健関係部局、地域づくり部局等による横断的な組織を形成し、要配慮者の避難支援体制の整備及び対策を推進する。

支援体制の整備にあたっては、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉等関係機関と連携しながら進めていく。

　（２）災害時の取り組み

　　　　　ア）市災害対策本部の避難班は、関係機関と連携した、要配慮者に関する支援を行う。

　　　　イ）自主防災組織は、避難所運営に関し、要配慮者に配慮した対応を行う体制を整備し、市の避難班と連携して避難所運営を行う。

関係機関との相互連携イメージ図

連 携

市消防団長

連 携

連 携

各学校長

関係機関

教　員

(避難所の施設管理者代理）

市消防団

（避難誘導）

福祉担当部局

　　防災担当部局

●防災計画に基づく

市の避難班

連 携

平常時より、東部地域防災局、東部健康福祉センターと情報共有を図り、災害時における具体的な行動及び支援内容について連絡を密にしておく

連 携

管轄の消防署

（救急搬送・火災予防巡回等）

管轄の警察署

（避難所及び地域の治安等）

社会福祉施設等

（福祉避難所）

自主防災会

（防災訓練協力等）

民生委員・児童委員

（個別計画作成協力等）

市社会福祉協議会

（福祉関係機関との調整等）

福祉避難所等の保健師及び担当者

県東部地域防災局

（助言）

県東部健康福祉センター

（助言・協力）

**２．市及び関係機関等の役割**

　（１）市の役割

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平常時 | 災害時 |
| 福祉担当部局 | ①避難行動要支援者名簿の作成及び更新②民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、自治会・自主防災組織、避難支援関係者への避難行動要支援者名簿の提供③自治会・自主防災組織への個別避難計画書の提供④自治会・自主防災組織に対する個別避難計画の作成に関する指導・助言⑤避難行動要支援者に対して、当該者の情報の外部提供及び個別避難計画の作成に関する同意の働きかけ⑥要配慮者への配慮・支援に関する知識の普及啓発⑦避難所における要配慮者に対する支援体制の整備⑧福祉避難所の確保、運営体制の整備及び設置目的等の住民への周知 | ①避難班の設置②避難・安否確認の状況把握③広域避難所及び避難行動要支援者避難所（福祉避難所）及び救護所に配置する保健師及び担当職員と連携した避難行動要支援者への支援④福祉避難所設置後、各福祉避難所等の受入状況の把握と避難者の受入調整⑤県・医療機関と連携した難病患者支援⑥地区避難所及び在宅避難している要配慮者の把握・支援 |
| 防災担当部局 | ①避難行動要支援者名簿の共有②個別避難計画の活用方法の周知及び活用事例提供③避難準備情報等の情報伝達体制の整備④要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難訓練の実施⑤要配慮者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発⑥自治会（町内会）加入促進 | ①避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令・伝達②避難所開設・閉鎖の指示 |
| 消防本部（消防団） | ①避難行動要支援者の支援体制整備への協力 | ①避難行動支援者の避難誘導　等②管轄区域内における被災者等の安否確認、救助・援助 |
| 教育委員会（避難所の施設管理者） | ①避難所の施設管理者として、要配慮者支援に協力できる職員の把握②避難所の要配慮者支援に関する訓練への協力 | ①避難所における要配慮者支援体制の管理・運営調整 |

（２）地域の役割

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平常時 | 災害時 |
| 自主防災組織（自治会・町内会） | ①避難行動要支援者名簿の共有②避難行動要支援者の把握調査への協力③避難行動要支援者に対して、当該者の情報の外部提供及び個別避難計画の作成に関する同意の働きかけ④避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成⑤個別避難計画の定期的な確認及び修正⑥声掛け、見守り活動の実施⑦避難行動要支援者に関する避難訓練の実施 | ①避難行動要支援者及び避難支援協力者への避難準備・高齢者等避難開始情報等の伝達への協力②避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力③地区避難所の運営④地区避難所及び在宅避難している要配慮者の把握・支援 |
| 民生委員・児童委員 | ①避難行動要支援者名簿の共有②避難行動要支援者の把握調査への協力③避難行動要支援者に対して、当該者の情報の外部提供及び個別避難計画の作成に関する同意の働きかけ④自主防災組織が行う個別避難計画作成及び修正への協力⑤声掛け、見守り活動の実施 | ①避難行動要支援者及び避難支援協力者への避難準備・高齢者等避難開始情報等の伝達への協力②避難行動要支援者の安否確認への協力③声掛け、見守り活動の実施 |

（３）関係機関の役割

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平常時 | 災害時 |
| 社会福祉協議会 | ①避難行動要支援者名簿の共有②地域福祉の推進③個別避難計画作成のための同意について、避難行動要支援者や関係団体への働きかけ④災害ボランティアの受け入れ体制の整備及び訓練の実施⑤福祉避難所との連携体制の構築及び訓練・指導 | ①市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣整備②要配慮者及び避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力 |
| 社会福祉施設 | ①施設における災害対応体制の整備及び訓練の実施②通所者に対する個別避難計画作成等の働きかけ | ①要配慮者の避難生活における相談への対応②継続的な福祉サービスの提供 |
| 社会福祉施設（福祉避難協定締結済み） | ①福祉避難所としての避難受入体制づくり及び備蓄品の確保②地域との連携づくり | ①福祉避難所の開設及び運営②移送等避難行動要支援者の避難支援への協力 |
| 県東部健康福祉センター | ①避難行動要支援者の避難支援対策等についての助言・指導 | ①支援チームの派遣調整 |

**第３章　要配慮者及び避難行動要支援者情報の把握・共有**

**１　避難行動要支援者名簿の作成**

　　市福祉担当部局は、把握している高齢者や障がいのある人等の要配慮者に関す

　る各種情報により、名簿作成流れ図(P.13)に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

（１）避難行動要支援者名簿作成の目的

　　　避難行動要支援者名簿は、次の3項目を目的として作成する。

　　　　ア）在宅の要配慮者全体把握

　　　　イ）避難行動要支援者の把握調査及び個別避難計画作成促進

　　　　ウ）災害時の避難支援及び安否確認

（２）避難行動要支援者及び名簿登録の範囲

　　　要配慮者、避難行動要支援者、名簿登録の範囲は以下のとおりとする。

**要 配 慮 者**

　　〇上記以外の高齢者・障害者・難病者　〇乳幼児・児童、妊産婦

〇日本語が理解できない外国人　　　　〇傷病者

〇災害時に負傷した人　等

**避難行動要支援者（名簿登録者）**

　次の要件に該当する者（施設入所者、長期入院をしている者は除く。）

　ア）介護保険法における要介護認定３以上の者

　イ）身体障害者手帳

　　　　　上肢1～2級、下肢1～2級、体幹1～3級

　　　　　視覚1～2級、聴覚2級

　ウ）療育手帳A判定

　エ）精神障害者保健福祉手帳１、２級

オ）特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

カ）以下のいずれかに該当する方で、名簿登録を希望する者（手上げ方式での名簿登録者）

　　・75歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯

　　・介護保険法における要介護１～2、要支援１～2

　　・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者

　　・難病患者

・その他災害時に支援を必要とする者

（３）情報収集

　　　　福祉担当部局において把握している以下の台帳等に登録されている情報を内部利用する。

　　　　ア）要介護・要支援認定台帳

　　　　イ）身体障害者手帳交付台帳

　　　　ウ）療育手帳交付台帳

　　　　エ）精神障害者保健福祉手帳

　　　　オ）難病患者

（４）記載する内容

　　　　ア）氏名（フリガナ）

　　　　イ）生年月日（年齢）

　　　　ウ）性別

　　　　エ）住所

　　　　オ）電話番号等（FAX番号、携帯電話番号、メールアドレス）

　　　　カ）避難支援等を必要とする事由

　　　　キ）隣組・所属地域自主防災組織

　　　　ク）その他避難の実施に必要な情報

（５）名簿の種類

市は、福祉担当部局において把握している情報から抽出した者に対し、民生委員等の協力を得て避難支援に係る状況を調査し、要配慮者のうち避難行動支援が必要な者を把握する。併せて、名簿の利用及び提供について同意の有無を確認し、以下のとおり２種類の避難行動要支援者名簿を作成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳） | 避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧） |
| 名簿提供の同意 | 名簿提供について本人不同意または意向不明 | 名簿提供について本人同意 |
| 平常時の名簿公開 | ・名簿は封筒に封入・封緘した状態で地域の避難支援関係者等に提供・名簿情報は非公開 | ・地域の避難支援関係者等に提供・名簿情報は避難支援関係者間で公開・共有する。 |
| 災害時の名簿公開※（注） | 避難支援実施に必要な範囲で、避難支援関係者に公開ただし、災害発生地区に限る | 平常時に公開済 |
| 公開時期の目安 | 避難準備・高齢者等避難開始情報発令震度５弱以上の地震発生時 |  |
| 活用方法 | 災害時の安否確認・避難支援等 | 個別避難計画の作成平常時の防災訓練や見守り活動等災害時の安否確認・避難支援等 |
| 法令根拠 | 災害対策基本法第49条の11第２項 | 災害対策基本法第49条の11第３項 |

※（注）災害時には、災害が発生する恐れがある場合も含む。

**２　避難行動要支援者名簿の管理、提供**

（１）避難行動要支援者名簿の提供先

　　　　市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を市防災担当部局と共有するとともに、以下の避難支援関係者等に提供する。

　　ア）避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）

　　　①　市防災担当部局

②　自主防災組織（地域内の要支援者名簿情報のみ）

　　　③　民生委員・児童委員（担当地域内の要支援者名簿情報のみ）

　　　④　消防本部（消防団）

　　　⑤　警察

　　　⑥　社会福祉協議会

　　　⑦　その他避難支援等の実施に携わる団体で市長が認めるもの

　　イ）避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）及び個別避難計画

　　　①　市防災担当部局

②　自主防災組織（地域内の要支援者名簿情報のみ）

　　　③　民生委員・児童委員（担当地域内の要支援者名簿情報のみ）

　　　④　消防本部（消防団）

　　　⑤　警察

　　　⑥　社会福祉協議会

　　　⑦　その他避難支援等の実施に携わる団体で市長が認めるもの

（２）避難行動要支援者名簿の適正管理

　　ア）避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）

避難行動要支援者名簿の原本は、市福祉担当部局が保管する。紙媒体は施錠付きの保管庫に保管する。また、電子データの管理はパスワード等による管理を行うこととする。

　　　　　また、避難行動要支援者名簿の副本は、封入封緘し、災害時にのみ利用できる旨を付して紙媒体により市防災担当部局及び避難支援関係者等へ提供する。避難行動要支援者名簿は施錠付きの保管庫に保管する等、情報の適正管理を徹底し、避難行動の支援の目的にのみ利用する。

　　イ）避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）及び個別避難計画

　　　　　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の原本は、市福祉担当部局が保管する。紙媒体は施錠付きの保管庫に保管する。また、電子データの管理はパスワード等による管理を行うこととする。

　　　　　また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の副本は、紙媒体により市防災担当部局及び避難支援関係者等へ提供する。避難行動要支援者名簿は施錠付きの保管庫に保管する等、情報の適正管理を徹底する。

　　ウ）その他

　　　　　名簿情報は、直接避難支援にかかわる関係者のみで共有し、名簿は必要以上に複製しないこととする。また、避難支援に携わった者は守秘義務を順守すること。

**３　避難行動要支援者名簿の更新**

　　市福祉担当部局は、概ね２年に１回、避難行動要支援者名簿の更新を行い、市防災担当部局と共有するとともに、避難支援関係機関等に提供する。

**第４章　避難行動要支援者の個別避難計画の作成**

**１　個別避難計画の作成**

（１）個別避難計画作成の目的

　　　　避難行動要支援者ひとり一人の避難支援の方法を定め、災害時の避難支援等を迅速に実施するため個別避難計画を作成する。

（２）個別避難計画の作成方法

　　自主防災組織は、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供を受け、民生委員と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、家族とともに、要配慮者本人の能力、必要とする支援内容を確認しながら、個別避難計画を作成する。

（３）個別避難計画の内容及び留意事項

　　　　個別避難計画は、様式４のとおりとする。避難行動要支援者名簿の情報のほか、以下の事項に留意し、避難支援に必要な情報を収集し記載する。

ア）本人の状況・家族構成

　　家族等の緊急連絡先を確認するとともに、本人・家族のできることを確認する。

イ）避難支援協力者

　　　　地域の実情を考慮しながら、近隣の地域住民または団体から、避難支援協力者として複数人を選定する。

ウ）避難所（避難先）・避難経路

　　　　避難場所は、速やかに安全を確保できる一時避難場所と、できるだけ要配慮者の生活に配慮された避難所を選定する。

　　エ）避難誘導時の留意事項

　　　　〇情報伝達方法

〇移動に必要な手段

〇不在時または避難済みの確認方法

　　オ）避難先の留意事項

　　　　〇介助が必要な事柄

〇常時必要とする医療、病名・かかりつけ医療機関名

　　カ）台風や地震など災害の種類に応じた計画を作成すること。

キ）個人情報に配慮し、避難支援に関係のない情報の収集を行わないこと。

（４）日常の備えの確認

　　　避難行動要支援者やその家族は、個別避難計画の作成を通じ、居室での安全確保や「おくすり手帳」の携帯、地域との関わり方など、自身ができる備えを確認する。また、支援する側も自身の日常の備えを見直す機会とする。

避難行動要支援者名簿と個別避難計画作成の流れ

|  |
| --- |
| 要配慮者情報の収集福祉担当部局において把握している台帳等の情報から基礎データを収集第3章１の（２）避難行動要支援者名簿（名簿登録者）のア～オ |
| 　　 |
| 要配慮者リスト作成上記で収集した要配慮者情報に住民情報等を加え、リストを作成する。 |
| 　　 |
| 地域への情報提供についての同意確認　要配慮者リストを基に地域への情報提供について同意確認する。　組、避難所、本人・家族の状況、避難の実施に必要な情報をあわせて調査する。 |
|  | 手上げ方式での名簿登録希望者を加える |
|  |  |  |
|  | 避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）の作成 |
|  | 　　 |
|  | 地域への情報提供についての同意あり |
|  | 避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）の作成 |
|  | 　　 |
| 地域・支援関係者への避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）の提供 |
| 　　 |
| 個別避難計画の作成　避難行動要支援者名簿（個別避難計画作成者一覧）の提供を受け、自治会・自主防災会において「個別避難計画」を作成する。 |
| 　　 |
| 個別避難計画のとりまとめ・保管 |
| 　　 |
| 個別避難計画の提供 |
| 　　 |
| 個別避難計画、避難行動要支援者名簿の更新　個別避難計画、避難行動要支援者名簿情報は、概ね２年に1回更新する。 |

**第５章　避難支援対策の推進**

**１　避難支援実施体制の整備**

（１）市における避難支援体制

　　　　市は、避難行動要支援者の避難支援ため、災害時の業務実施体制や職員配置等、市の体制を整備する。また、災害時には要配慮者支援班を中心に、防災情報等に基づき、遅滞なく要支援者に対する避難支援体制を整える。

（２）地域における避難支援体制

　　　　避難支援協力者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは地域自主防災組織へ連絡するものとする。また、地域自主防災組織においても支援が実施できないときは、市災害対策本部要配慮者支援班へ連絡することとする。

　　　　なお、市、地域自主防災組織等は、日頃から防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

（３）社会福祉施設等の避難支援体制の整備

　　　　社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前

に避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

（４）ボランティア等との連携

　　　市及び地域自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるものとする。

**２　情報伝達手段の整備**

（１）要配慮者への情報伝達

　　　　市は、要配慮者の特性に配慮した手段により、要配慮者へ避難準備・高齢者等避難開始情報等の防災情報を提供する。また、発令された避難準備・高齢者等避難開始情報等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

　　【情報伝達手段】

　　　ア）同報無線（個別受信機）

　　　イ）防災ラジオ

　　　ウ）災害情報配信サービスなどの携帯電話メール

　　　エ）コミュニティＦＭなどの放送事業者への情報提供

　　　オ）広報車・消防団消防ポンプ自動車等による広報

　　　カ）テレビ・ラジオ

（２）避難支援協力者への情報伝達

　　　　市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を用いて地域住民に情報を伝達することにより、避難支援協力者へ避難準備情報・高齢者等避難開始等の災害情報を伝達する。

（３）避難支援関係機関への情報伝達

　　　　市は、福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者の支援体制の確保に努める。

**３　要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援方法等の普及**

（１）要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域自主防災組織等に対し、要配慮者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、広報紙やホームページ及び広報啓発に活用できるその他の媒体等を広く活用して普及を図る。

（２）避難訓練の実施

　　　　市は、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援に関する機関と連携し、総合防災訓練及び地域防災訓練等において要配慮者の避難訓練を実施する。

（３）自主防災組織等への支援

市は、自主防災組織の避難支援体制づくりや活動を支援するため、防災資機材の購入費や、防災訓練や資機材管理等の運営費対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

　　　（自主防災活動事業費補助金）

**４　安否確認体制の整備**

（１）避難行動要支援者の安否情報の収集

　　　　安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し避難所に避難しない要支援者も多いことから、避難所のみでの安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は、要配慮者支援班に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

（２）避難支援協力者

　　　　避難支援協力者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所受付又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

**５　避難所等における要配慮者支援体制の整備**

（１）避難所における支援体制の整備

　　　　市は、平常時から避難所における要配慮者の支援に関する地域住民の理解を深めるため、自主防災会と協力し、避難所における要配慮者のニーズ把握や特性に応じた支援方法、要配慮者向け福祉避難スペースの区割り方法等の訓練を実施する。

また、市が指定する避難所について、施設自体の安全確保や要配慮者の避難に配慮した施設の整備改善を行う。

（２）開設の周知

　　　　市は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

（３）避難生活への配慮

　　　　避難所運営は、要配慮者の避難生活に配慮しつつ、一般避難者との共同生活が良好に保てる環境づくりや運営を行うものとする。

市は、各避難所の状況を把握し、自主防災組織等では対応することが困難な要配慮者に対する支援について、必要な対策や支援を行う。

（４）優先的支援の実施

　　　　市は、大規模災害時に避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難支援協力者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

**６　福祉避難所**

（１）福祉避難所の確保

　　　　市は、要配慮者の特性に応じ、利用に適している福祉施設等を災害時に要配慮者が使用できるよう、あらかじめ協定を結び福祉避難所の確保に努める。また、避難行動要支援者名簿等の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、福祉施設及び類似施設等との連携に努め、福祉避難所としての協力拡大に努める。

（２）福祉避難所の指定

　　　　市は、福祉避難所として協力が得られた施設と、災害時に福祉避難所として利用することに関する協定をあらかじめ締結し、費用負担、受入可能人員、必要物資等について明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設・運営を図る。

（３）福祉避難所の開設

　　　　福祉避難所の開設は、市災害対策本部からの要請により行う。福祉避難所開設後は福祉担当部局において、市災害対策本部及び福祉避難所との連絡・調整を行う。

（４）福祉避難所への受入れ要請

　　　　市災害対策本部は、一般避難所での避難生活が難しいと判断される要配慮者について、福祉避難所に対し受入れを要請するものとする。

　　　　受入れ要請にあたり、市は社会福祉施設の本来の機能や入所者・利用者へのサービス提供に支障をきたさないよう十分に配慮し、原則として家族などの介護者とともに利用するものとする。また、福祉避難所の利用は、緊急避難を目的とするため、恒常的に介護サービス等の支援が必要な場合は、緊急入所やショートステイ等の公的サービスを活用する。

（５）福祉避難所の整備・運営支援

　　　　市は、福祉避難所の円滑な運営のため、「福祉避難所運営マニュアル」により、施設管理者との連携や施設利用方法を確認するとともに、社会福祉施設等が実施する福祉避難所の設置・運営訓練に協力するものとする。

**７　在宅避難する要配慮者の支援**

要配慮者は、避難所での生活が一般の人に比べ負担が大きく、一度は避難所に避難するものの、避難所での集団生活を避けるために、在宅避難を選択する者が出てくることが想定される。

情報や物資などの支援が届きにくい在宅避難する要配慮者の把握方法を明確にするとともに、ニーズの把握と管理、情報の伝達、食事や物資配給等、在宅避難する要配慮者の支援体制を整えるものとする。